

長崎県公立大学法人教員任期規程

〔平成 17 年 4 月 1 日
規 程 第 8 号〕

改正 平成 20 年 4 月 1 日規程第 41 号
改正 平成 29 年 11 月 2 日規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 5 条第 2 項及び長崎県公立大学法人職員就業規則（平成 17 年規則第 5 号）第 8 条第 5 項の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [平成 20 年規程第 41 号、平成 29 年規程第 16 号]

(任期及び再任)

第 2 条 労働契約により任期を定めて雇用する教員任期は、5 年とする。
2 理事長は、前項の任期が満了した教員を再任することができる。

(昇任)

第 3 条 理事長は、任期を定めて雇用する教員の任期満了時又は任期中途において、当該教員を上位の職位に昇任させることができる。

(任期中途で昇任した場合の任期)

第 4 条 前条の規定により任期中途で昇任した場合、当該教員の昇任前の職位の残任期にかかわらず、新たな任期が始まるものとする。

(規程の公表)

第 5 条 この規程を制定又は改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほかこの規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に採用される教員、施行日に長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例（平成 17 年長崎県条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づいて長崎県から法人に引き継がれた教員（施行日前において、県立長崎シーボルト大学教員等の任期に関する規程により任用されていた教員で条例に基づいて引き継がれた教員（以下「旧任期制教員」という。）を除く。）のうち同意に基づいて期間を定めた労働契約を締結する教員及び旧任期制教員について適用する。
- 2 旧任期制教員の任期は、別表にかかわらず、当該教員が採用された日から施行日の前日までの期間を別表に規定する任期から控除した期間とする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規程第 41 号）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 2 日規程第 16 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 2 日から施行する。